

要 望 書

令和5年1月30日

京葉広域行政連絡協議会

1. 広域道路交通網を活かした道路ネットワークの構築に向けた県が事業主体となっている道路整備について

京葉地区は、首都圏の経済活動を支える重要な拠点を有しており、特に湾岸道路や京葉道路に加え、東京外かく環状道路や妙典橋の開通によって交通利便性が飛躍的に向上しました。さらに今後、北千葉道路の全線開通や新たな湾岸道路構想により、都心からの玄関口としてのポテンシャルをより発揮することが期待されます。

一方で、慢性的な交通渋滞による大気・騒音環境の悪化や、渋滞を回避する車両等が市街地へ流入することで市民生活に影響が生じています。また、今後、国際競争力強化のため物流の円滑化による首都圏全体の生産性向上や、近く発生が懸念される首都直下地震等における災害時の緊急輸送道路の確保といった課題への解決にも、広域道路交通網は期待されているところです。

しかし、広域道路交通網のメリットを最大限活かすためには、市の幹線道路とをつなぐ、主要な道路の整備によるネットワーク網の構築が不可欠となります。

については、交通の円滑化、慢性的な渋滞解消、災害時の避難路・物資運搬路の確保など、広域的な交通課題に対応するため、県が事業主体となっている国県道および都市計画道路の早期整備を要望します。

2. 三番瀬の保全再生に向けた東京湾の青潮対策について

東京湾では、平成29年に8回、平成30年に4回、平成31年に2回、令和2年に1回、令和3年には4回青潮が発生しており、特に令和3年の青潮発生時には船橋市や市川市においても魚介類への被害が生じました。

また、青潮のもつ独特の腐乱臭は沿岸部の住宅地等にも及んでいることや、青潮の影響を受けた漁業資源であるアサリやホンビノス貝等の繰り返されるへい死、また河川への流れ込みなど、人や生物、自然環境など広範に影響が生じ、その対策が急務となっています。

青潮の発生抑制策としては、継続的な有機物、窒素、リンの総量規制が必要であると同時に、貧酸素水塊の発生源となっている千葉港沖から幕張人工海浜沖に分布する海底窪地の埋め戻しや底泥の除去があげられます。

については、三番瀬の自然環境や生態系、漁業等に悪影響をもたらしている青潮対策として、海底窪地の埋め戻しや底泥の除去について、漁業関係者や専門家に意見を聞きながら、これまで以上に積極的に青潮対策を講じることを要望します。

3. 直立護岸等の老朽化対策の実施について

千葉3市は東京湾に面しており、三番瀬という貴重な自然環境はかけがえのない地域資源となっています。しかしながら、この海と街の接点となる護岸・排水機場等の多くは昭和40年代に築造され、既に50年以上が経過していることから、老朽化が進行しています。

令和4年4月に県管理の管理用通路に大規模な陥没が発生した浦安海岸入船地区及び猫実川河口部では、直立護岸の速やかな本復旧の工法検討及び老朽化対策が必要な状況です。

隣接する市川市塩浜3丁目護岸においても、同様に老朽化が進んでいることが推察されますが、未だ具体的な整備予定が示されていないまま危険性の高い状態が続いています。

千葉港海岸船橋地区の海岸保全施設において、令和4年3月に国が新たに「千葉港海岸直轄海岸保全施設整備事業」を事業化したことに併せて、直轄事業区間に連続する県施行区間においても、着実な整備が必要な状況です。

近年、地球温暖化を起因とする台風の大型化やそれに伴う高潮の発生頻度が増しています。また、今後、発生が想定されている首都直下地震や津波を含めて、大規模災害の発生リスクが年々高まっていることから、万が一、直立護岸等が破損や倒壊した場合には市民の生命や財産に甚大な被害が生じることが懸念されています。

このことから、市民・県民の安全確保を最優先するため、各地域の実情を踏まえて直立護岸等の老朽化対策を実施するよう要望します。

4. GIGAスクール構想に係る財政支援について

国のGIGAスクール構想を受けて、各自治体に1人1台端末が整備され、情報化が進展していく時代の新しい学びとして、タブレット端末の活用やオンライン学習を行っています。

このような中、端末の保守管理やICT支援員に関する経費が経常的にかかっており、さらに端末の更新時においては多大な経費が発生します。

しかしながら、国の財政支援の方針ははまだ不透明で、今後、市の財政運営に支障をきたすことが懸念されており、国や県による支援が不可欠です。

については、1人1台端末の環境を継続的かつ円滑に運用できるよう、GIGAスクール構想を推進するための経費について、国に必要な財政支援を行うよう働きかけるとともに、県独自の支援策を創設するよう要望します。

5. 県主導による東葛南部医療圏への医療的ケア児(者)含む重症心身障害児(者)の入所施設整備について

県内には、重症心身障害児(者)に対応する療養介護・医療型障害児入所施設は6か所で、全国的にも人口当たりのベッド数は最低の部類です。近隣では東葛北部医療圏に所在する光陽園(柏市)のみで、東葛南部医療圏には1か所も設置されていません。また、在宅で生活している医療的ケア児(者)含む重症心身障害児(者)が利用できる短期入所もなく、レスパイトもできず、緊急時の預け先の確保もできない家族の負担は大きいものです。

京葉広域行政連絡協議会では、同趣旨にて平成27年度及び平成28年度に県に要望を行っておりますが、依然として、医療的ケア児(者)含む重症心身障害児(者)の預け先の不足が深刻な課題となっております。

については、医療的ケア児(者)含む重症心身障害児(者)が地域において安心して生活できるよう、また、家族の負担を軽減するよう、東葛南部医療圏に、療養介護、医療型障害児入所施設、医療型短期入所の機能をもつ新たな重症心身障害児(者)施設を県主導で整備することを要望します。

6. 増置教員の配置について

小学校・中学校・義務教育学校ともに標準学級数により増置教員の定数が定められています。標準学級数が11学級以下の小学校では増置教員の定数は1となるため、学級担任と教務の兼任をしなければならない学校がほとんどです。常に全教諭が授業を行っている状況のため、T.T(ティーム・ティーチング)や習熟度別学習等のきめ細かな指導が展開できません。また、授業中教室を飛び出したりパニックを起こしたりする児童にも担任一人で対応せざるを得ない状況です。

そのため、市費で補助教員を任用して、増置教員が1名の学校や少人数指導の加配がついていない学校に補助教員を派遣し、きめ細かな指導を行っています。

また、中学校においては、標準学級数が30学級以上は増置教員数が一律15となっている状況です。

については、次の事項について要望します。

- (1) 小学校の増置教員の定数を標準学級数1～11を2、12～23を3、24～30を4、31以上を5にすること。
- (2) 中学校の増置教員の定数を標準学級数31学級以上についても学級数に応じて増置教員の定数を見直すこと。

7. ヤングケアラーへの支援について

近年、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話を日常的に行う、ヤングケアラーと呼ばれる子どもの存在が注目を集めるようになってきたこともあり、令和2年度に実施した国の全国実態調査に続き、千葉県でも令和4年度に実態調査を実施しています。

今後の支援体制構築にあたって、限られた社会資源を効率的に活用するため、県と市町村の支援策等が重ならないよう、早急に県・市町村の役割分担を明確にすることが必要です。

ついては、次の事項について要望します。

- (1) ヤングケアラー支援に対する県、市町村、または事業者及び関係機関の役割を明らかにし、相互連携を図り、社会全体で支援する仕組みを構築すること。
- (2) 市町村との意見交換等の場を設け、情報共有を図り、より効果的な施策を実現すること。
- (3) 直接支援する主体となる市町村の意見を吸い上げることが必要不可欠であることから、県として意見を集約する体制を整えること。

浦安市

1. 水門及び排水機場の機能確保について

近年、浸水被害が頻発・激甚化の傾向にあり、三方を海と川に囲まれ、これまでも数々の水害に見舞われてきた本市にとって、治水対策は市政の最重要課題となっています。

この治水対策における重要な役割を担う本市が県より受託運営している水門や排水機場は、昭和40年代から50年代に整備されており、ポンプ機器などの設備の老朽化による不具合が生じているため、早急な対応が必要です。

また、水門や排水機場の建物については、耐震補強が行われておらず、震災時には甚大な被害が懸念されることから、これまでも耐震性能を含めた機能確保について要望してきたところです。

このような中、会計検査院が実施した抽出調査により、河川管理施設の一部で、耐震強度不足などの指摘があり、市内の堀江排水機場においても、震度6から7程度の地震で倒壊する危険性が判明しました。

ついては、次の事項について要望します。

- (1) 今後の震災に備え、早期に水門及び排水機場の耐震機能を確保すること。
- (2) 千葉県河川管理施設長寿命化計画に基づき、速やかに修繕等を実施すること。
- (3) 機器や設備の突発的な故障に対応するための予算を確保すること。

浦安市

2. 浦安海岸舞浜地区の修景整備の早期完了について

浦安海岸舞浜地区は、平成14年度から令和9年度にかけて、全長約3.4kmを5つのブロックに分け、県が高潮対策として実施している護岸改修事業に併せてその背後地の緑地と一体的な整備をしており、これまでに2・3ブロック約1.5kmの整備が完了しています。

平成31年度からは、令和4年度までを事業期間として、1ブロック約640mの整備を進めていますが、4・5ブロックの高潮対策工事を優先して施工したこと等により、緑地の完成は令和7年度までに延長する予定となっており、全体計画にも遅れが生じる可能性があります。

当該緑地については、海と空を見渡せる開放的な眺望や東京ディズニーリゾート、ホテル群、東京湾といった海沿いのロケーションが楽しめる立地を生かして、海岸管理用道路を修景し、遊歩道やサイクリングロードを整備しており、今後、緑地の全区間を供用開始することにより、水際線のコミュニティ空間としてのネットワークの形成が期待できます。

ついては、浦安海岸舞浜地区の修景整備を早期に完了するよう要望します。

浦安市

3. 舞浜連結路(市道第8-43号線)の早期移管について

東京湾臨海部を結ぶ首都高速湾岸線は、鉄鋼流通や観光の手段として大きな役割を果たしており、このうち、浦安市から市川市にかけての路線である千葉県道294号は、首都高速道路株式会社が管理を行っています。

一方、首都高速湾岸線に接続する舞浜連結路は、関係機関と協議を重ね、新テーマパーク開園に伴う交通対策のために平成13年に市道として市が整備したものであり、協定に基づき、その後の維持管理も市が行っています。

しかし、当該連結路は、実質的に首都高速道路の一部をなすものであり、道路交通の円滑化と安全を確保するため、県道として本線と一体的に取り扱うべきものです。

については、早期に首都高速道路株式会社と調整の上、当該連結路を県道として移管するよう要望します。

浦安市

4. 県立特別支援学校の設置について

本市に暮らす障がいのある児童・生徒の多くは、その障がいの程度に応じて、市立小・中学校の特別支援学級や市川特別支援学校など市外の特別支援学校に通学しています。また、市内の特別支援学級に進学した生徒であっても、その多くは中学校卒業後、市川市や船橋市の特別支援学校に進学しています。

しかし、遠方の特別支援学校への通学は児童・生徒はもとより、保護者にも大きな負担となっていることから、その負担を軽減することが喫緊の課題となっています。

このような中、県の県立特別支援学校整備計画において、市川特別支援学校の学区の児童・生徒の過密状況に対して、学校の新設等により、その解消を図ることとされていることを受け、本市への県立特別支援学校の設置について、これまで県と協議を重ね、この度、県から明海南小学校及び明海中学校の空き教室を活用し、既存校と併設した形で、令和9年度に小学部と中学部の同時開校を目指す方向性が示されました。

については、特別な支援を必要とする児童・生徒が、より身近な場所で教育的ニーズに対応した指導や支援を受けられるよう、小学部と中学部の設置に向けて具体的な検討を早期に進めること、また、いまだ方向性が示されていない高等部を本市へ設置するよう要望します。

以上のことについて要望します。

令和5年1月30日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

京葉広域行政連絡協議会

会 長 田 中 甲

市川市長 田 中 甲

浦安市長 内 田 悦 嗣

船橋市長 松 戸 徹